

お知らせ
**全国一斉「女性の権利
ホットライン」強化週間**

高知地方法律局と高知県人権擁護委員連合会では、女性の権利問題解消に向け、次のとおり電話相談の強化週間を実施します。期間中は、土、日曜日にも相談を受け付けます。また、平日は時間を延長し、19時まで受け付けます。相談は無料、秘密は厳守します。

日時

11月17日(月)～21日(金)

8時30分～19時

11月22日(土)・23日(日)

10時～17時

電話番号

☎057010701810

(全国共通ナビダイヤル)

※電話は、高知地方法律局人権課につながります。

取扱内容

ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメント、ストーカー、離婚問題、暮らしの悩みごとなど女性をめぐる人権問題

問い合わせ

高知地方法律局人権擁護課

☎82213503

お知らせ
**障害者の相談支援
事業について**

障害のある方やそのご家族などからのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供・助言、福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などを行うことで、その人らしく生活が送れるよう支援をします。町では、随時相談を受け付けているほか、次の町内外3事業所に障害者相談支援事業を委託し、実施しています。

事業所名(住所)	電話番号	営業日など
指定特定相談支援事業所 なのはな (いの町6032番3)	☎850-4950	月～金曜日(土、日、祝日 及び年末年始は休業) 8:30～17:30
指定特定相談支援事業所 「ら・ら・ら」 (いの町6032番3)	☎893-6411	月～金曜日(土、日、祝日 及び年末年始(12月29日～ 1月3日)は休業) 8:00～17:00
障害者福祉サービスセンター ウェブ相談支援事業所 (高知市愛宕町1丁目4番15号)	☎820-1221	月～金曜日(土、日、祝日 及び年末年始は休業) 8:30～17:00

地域で暮らすなかでの困りごとや悩みごと、仕事のこと、経済的なことなどについて、電話や窓口でお気軽にご相談ください。

お知らせ
**DVはあなただけでなく
子どもたちも苦しめています**

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、配偶者や恋人に対する体や心への暴力のことです。身体的な暴力や言葉での暴力のほかにも、生活費を渡さない、外出を制限することなども、DVにあたります。子どもさんがいる場合は、児童虐待にもつながります。今、DVで苦しんでいるあなた、回りで苦しんでいる人を知っているあなた、一人で悩まず、相談してください。



◆DV被害者のための電話相談のご案内◆ DVは、配偶者や恋人に対する体や心への暴力のことです。

相談先	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	こうち男女共同参画センター 「ソール」	警察
対象者	女性、DV被害者である男性	女性、男性	暴力被害者
電話番号	☎833-0783	女性向け ☎873-9555 男性向け ☎873-9100	お近くの警察署又は県警本部 生活安全企画課 (#9110又は☎823-9110)
相談時間など	平日 9:00～22:00 土・日・祝日 9:00～20:00 (年末年始は休み)	女性向け 9:00～17:00 男性向け(予約制) 第1、3火曜日 18:00～20:00 (第2水曜日、祝日、年末年始は休み)	夜間・休日は、当直員対応 緊急の場合は、110番へ

講座・教室

**DV防止啓発講演会
「傷のそばにたたくずむらD
Vとトラウマを考へる」**

DVは身体だけではなく、ここにも深い傷を残します。時間の経過とともに埋もれ、外から見えにくくなった傷はどのように語られ、どんなふうに回復していくのでしょうか。究極のこころのケアとは? 臨床医として多くの人に寄り添っている講師より最新線からのお話をうかがいます。

日時 11月22日(土)

13時30分～

15時30分(13時開場)

講師 宮地 尚子氏

(精神科医二橋大学大学院社会学研究科教授、医学博士)

定員 100名(予約優先)

参加料 無料

託児 有り(6か月～就学前児童、予約制、無料)

申込 電話にて受付中

会場・申込・問い合わせ

こうち男女共同参画センター「ソール」

(高知市旭町3-115)

☎87319100